

エアロウムだより

社会保険労務士法人エアロウム

代表社員 鶴留 舞

【博多オフィス】

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東 2-16-12-2F

TEL : 0 9 2 - 4 0 2 - 2 4 4 5

【飯塚オフィス】

〒820-0067 飯塚市川津 693-47-1F

TEL : 0 9 4 8 - 2 8 - 2 4 4 4

2026 年 9 月号

令和8年度「全国労働衛生週間」が10月から実施されます～厚生労働省

全国労働衛生週間は、労働衛生への意識向上と自主的な健康確保を目的として毎年実施されており、今年度は10月1日～7日です。誰もが安心して健康に働ける職場づくりに向けた取組みとして、下記が求められます。

◆全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚およびスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏洩による事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

◆準備期間中（9月1日～30日）に実施する事項

- ・健康保持増進・女性の健康・両立支援
体制・計画策定、健康教育、各種検診の推進、女性特有の健康課題への対応、治療と就業の両立支援体制の整備
- ・メンタルヘルス・過重労働・熱中症
ストレスチェック・職場環境改善、労働時間把握や医師の面接指導、WBGT 値に基づく熱中症予防の徹底
- ・小規模事業場・個人事業者等
産業保健活動の充実、個人事業者等の安全衛生確保・配慮
- ・化学物質・石綿対策
ラベル・SDS 確認、リスクアセスメント実施、解体等の石綿ばく露防止徹底
- ・労働衛生3管理・教育
作業環境測定や換気等の改善、作業負担軽減、健康診断後の事後措置、雇入れ時・特別教育等の実施
- ・作業内容・環境等への対応
転倒・腰痛防止、テレワーク・情報機器作業の管理、粉じん・騒音・受動喫煙・酸素欠乏・一酸化炭素中毒等の防止対策の徹底

【参考】

令和8年度「全国労働衛生週間」を10月に実施

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_74929.html

疲労測定アプリ「疲労 checker 簡易版」をご存知ですか？

◆ゲーム形式で眠気や疲労の計測ができます

このアプリは、過労死や過重労働による健康障害の予防に関する調査研究を目的に2014年に設立された過労死等防止調査研究センター（RECORDs：Research Center for Overwork-Related Disorders）によって開発された、ゲーム形式で疲労のセルフチェックを行うことができる無料のWebアプリです。企業が組織の疲労状態を計測するために利用することもでき、スマートフォンでの利用が推奨されています。

◆どんなことがわかるの？

①課題への反応時間から眠気の蓄積を計測する覚醒度検査、②指定された記号を選ぶ正答率から脳の実行機能や注意力を測定するFlanker Task、③26の質問に答える過労徴候しらべ、④主観調査（眠気・疲労）の4つのメニューから選んで回答すると、眠気や疲労を計測し、結果を表示してくれます。

疲労測定には絶対値が計測できる確立された手法がないため、複数回計測して変化を追うことが推奨されています。結果表示画面ではグラフで変化を見ることができ、データをダウンロードして保存することもできます。

◆疲労と過労の違い

日常生活で感じる疲労は、基本的に睡眠など休むことによって回復に向かうと考えられており、無理をし過ぎないようにするためのプレーキ役として疲労を感じます。

しかし、疲労が大きくなると過労にシフトし、休日や睡眠をとっても、なかなか回復しなくなってしまうます。ですから、疲労が過労になる前に回復できるような働き方や休み方が重要です。

暑い日が続き体力を消耗しがちな季節ですので、負担がかかり過ぎていないか、チェックしてみたいかがでしょうか。

【参考】一般公開用疲労測定アプリ「疲労 checker 簡易版」<https://records.johas.go.jp/article/231>

精神障害による労災認定が7年連続で過去最多

◆精神障害による労災の増加

厚生労働省が7月15日に公表した令和7年度「過労死等の労災補償状況」によると、精神障害による労災の支給決定件数は1,082件となり、前年度（1,056件）を上回って7年連続で過去最多を更新しました。また、請求件数も4,958件と過去最多となっています。

業種別（中分類）に見ると、支給決定件数が最も多かったのは「社会保険・社会福祉・介護事業」（151件）、次いで「医療業」（139件）、「道路貨物運送業」（68件）、「総合工事業」（51件）、「飲食店」（45件）の順となりました。

精神障害の認定要因としては、対人関係に関する「上司等からのパワーハラスメント」（222件）が最も多く、次いで「顧客や取引先、施設利用者等からの著しい迷惑行為」（127件）と「セクシュアルハラスメント」（127件）が並び、仕事の量・質に関する「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」（40件）を上回っています。

◆ハラスメント対策の徹底が必要

この結果からは、長時間労働のみならず、パワハラ、セクハラ、カスハラといった各種ハラスメントが精神的不調を引き起こしていることが読み取れます。

労働者の人生を守るために、そして貴重な働き手を失わないためにも、企業には、方針の策定・周知、相談体制の整備、職場環境の改善といった、ハラスメント防止措置の徹底がこれまで以上に求められています。10月からは、新たにカスハラ対策と就活セクハラ対策が全企業に義務付けられますので、今一度、自社のハラスメント対策を確認する機会にできるとよいでしょう。

【参考】

令和7年度「過労死等の労災補償状況」を公表します（厚生労働省）

<https://tomoiku.mhlw.go.jp/seminarevent/company/ryoshingakkyu/>

改正労災保険法が公布されました

「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律」（令和8年法律第60号）が7月10日に成立、17日に公布されました。以下が改正の概要です。

1 遺族補償年金における支給要件等の見直し

- ① 特別遺族年金等について、夫にのみ課せられていた支給要件を撤廃する。
- ② 遺族が1人の場合の年金額を、現行の給付基礎日額の153日分から175日分に改める。

2 労災保険給付請求権等の消滅時効期間の見直し

災害補償の事由に該当するか容易に判断できない疾病として政令で定めるもの（脳・心臓疾患、精神疾患、石綿関連疾病等を想定）は、療養補償給付等の請求権等の消滅時効期間を2年から5年にする。

3 労災保険の適用事業に関する暫定措置の廃止

適用事業に関する暫定措置を廃止し、現在、任意適用とされている農林水産業の小規模な個人経営の事業の一部も労災保険の適用事業とする。

4 特別加入団体の要件の法定化等

- ① 労災保険に係る業務や業務災害の防止に関する活動を適切に実施すること等の要件を法令に規定する。
- ② 特別加入団体に対する業務改善命令や当該命令に違反した場合に、当該団体についての保険関係を消滅させることを可能とする。

5 社会復帰促進等事業に関する決定への不服申立てに係る審査請求先等の見直し

社会復帰促進等事業の給付に関する決定への不服申立てについて、労働保険審査官および労働保険審査会法の対象とし、審査請求先および再審査請求先を労災保険給付に関する決定への不服申立てと同様とする。

【施行日】 令和9年4月1日（上記3は、公布の日から起算して5年以内の政令で定める日）

【労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第60号）の概要】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001725425.pdf>

社会保険適用拡大に伴う、新たな支援制度が設けられます

◆短時間労働者への社会保険適用が広がります

パート・アルバイトなどの短時間労働者については、これまで段階的に社会保険の加入対象が拡大されてきました。今後も順次適用範囲は広がる予定であり、企業においては対象となる従業員の確認や、働き方についての検討がより重要になります。

社会保険に加入すると、従業員は将来の年金額の増加や保障の充実といったメリットを受けられる一方で、健康保険料・厚生年金保険料の本人負担が発生します。そのため、手取り収入の減少を避けるために勤務時間を調整する「就業調整」が課題となっています。

◆保険料負担を軽減する制度が始まります

こうした背景から、短時間労働者の社会保険加入を後押しするため、2026年10月より一定の要件を満たす事業所を対象に「保険料調整制度」が設けられます。

この制度では、制度の利用開始から通算3年間、事業主が一時的に追加負担することで、対象従業員の社会保険料を軽減します。事業主が追加負担した分は、一定期間経過後に支払う保険料から全額控除され、最終的に事業主が納付する保険料は増えません。

◆企業が今から準備しておきたいこと

社会保険適用拡大への対応では、対象となる従業員の把握に加え、給与額や勤務時間の確認、従業員への説明も重要になります。資格取得等の手続きを漏れなく行う必要も生じます。

短時間労働者が多い企業では、「どの従業員が対象になるのか」「加入後の給与や手取り額はどうか」といった点について、早めに整理しておくことが大切です。

【参考】保険料調整制度のご案内 | 日本年金機構

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/hokenryochousei.html>

社会保険料負担を支援する制度

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/santei.files/tirashi_tyouseiseido.pdf

9月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

30日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]



初めて食べました

遅ればせながら、^{マールータン}麻辣湯を食べに行きました。
何やら2年ほど前から流行っているようで、2〜3時間待ちの日もあるのだとか。もともと並んでまで食べたいとは思わない
タイパなので、今回は誘っていただいたので、行ってみることにしました。



麻辣湯という名前から、ラーメンのようなものを想像していたのですが、実際は
少し違います。麺も具材も、自分で好きな種類と量をボウルに入れてから会計
をするスタイル。麺を入れなくてもいいので「具だくさんのピリ辛スープを食べに行く」
というほうが、私にはしっくりきます。

30分ほど並んで、ようやくありついた麻辣湯。美味しくてペロリと平らげました。
野菜など健康的な具材もたくさん並んでいて、ラーメンほどの背徳感ありません。
しかも 薬膳スープと書かれているので、なんとなく健康に良いことをしている
ような気分にもなります。

流行にはすっかりついていけなくなっていますが、こうして誰かに誘っていただ
いて、新しい体験ができるのはありがたいことだと思っています。

皆様は最近、新しい体験をされましたか？

鶴留

